神奈川県議会　令和４年本会議　第１回定例会　環境農政常任委員会

令和４年３月８日

渡辺(ひ)委員

公明党の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、質問でございますが、私のほうからは神奈川県地球温暖化対策計画の改正案についてが当委員会に報告されております。この報告の中には非常に厳しい目標というか、国の流れですけれども、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度対比で46％削減と、このように見直すということが記載をされています。

この委員会でも質問がありましたけれども、これを達成するというのはありとあらゆることをやっていかなきゃいけない。さらに、その先を考えるともっと非常に厳しい状況かと思いますけれども、そうは言いながらも、取りあえず30年の目標値、これですら非常に高い、これを削減するためには様々なことを検討していかなきゃいけない、こういう視点に立ちながら質問をさせていただきたいと思います。その中でも、ここで、経済産業省がまとめていますけれども、グリーン成長戦略を策定して様々な取組を行って脱炭素の取組を経済成長につなげるというふうに示しています。

どちらかというと今までの日本は、その脱炭素の取組をすると経済成長が遅れるというような発想でしたけれども、それを転換してグリーンな成長につなげていくんだという戦略をここでまとめました。

その戦略の中には、排出量取引、クレジット制度、こういう取組も重要な取組だと位置づけています。特に、国が制度を持っていますＪ-クレジット制度をしっかりやっていこうという記載もありますので、それに関連して何点か質問をしたいんですが、そうは言いながらも一言言わせていただくと、この環境農政局でこの温暖化対策だとか脱炭素、様々やってきましたし、様々な計画だとか戦略も質疑をしてきました。

その中で、私がちょっと気になったのは、要はこのクレジット制度というのは今議論が始まった話ではなくて、既にもうかなり昔から議論をされているテーマです。そのことによって、要は脱炭素の取組が前に進むようにしていくんだという取組でありながら、神奈川県の様々な政策だとか戦略だとか、様々な資料の中にそのクレジットという言葉が全然出てこない、要は神奈川県のクレジットに対する姿勢が見えないことは、私は一つの大きな課題だと思っています。

今日は国のＪ-クレジットに特化して質問しますけれども、既に東京都が独自の排出量の取引制度つくっていますし、ホームページなんかを見るとかなり充実した内容になっています。

さらには、このクレジット制度については、全国でも例えば東京都に特化して本店の多い東京都は取り組みやすい制度だというふうに言われていて、それ以外の県はそうではないんだとかという考え方もありましたが、既に埼玉県もこの取引制度を持っているわけです。それに対して、神奈川県はそういう制度もないし、さらにはそのクレジットという取組に対する考え方も全く示されて

いない、ここは私は課題だと思います。
　そういう前提で話をさせていただきながら、まず、国のＪ−クレジット制度、これについて聞きたいと思います。温暖化対策における国のクレジット制度、どのようなものなのか、まず御説明願いたいと思います。
環境計画課長
　まず、地球温暖化対策におけるクレジット制度でございますけれども、クレジット制度、委員のほうからもありましたけれども、ＣＯ２の削減量や吸収量、これに価値をつけて市場ベースで売却とか購入を行うものということでございます。
　クレジットを購入することで自らのＣＯ２削減に充てることができて、売った側は利益を得ることができる、すなわちＣＯ２の削減に経済的なインセンティブが生まれます。Ｊ−クレジットは国が認証しており、国が進めようとしているものでございまして、ほかにも横浜ブルーカーボン事業だったり、市町村、民間が独自に進めるものもございます。
　また、Ｊ−クレジット制度がどういうものかということでございますけれども、Ｊ−クレジットは省エネルギー設備の導入のほか、再生可能エネルギーの活用によるＣＯ２等の排出削減量や適切な森林管理等によるＣＯ２吸収量をクレジットとして国が認証する制度でございます。
　削減、または吸収されたＣＯ２の量という目に見えない価値を国の基準に基づいた審査によってクレジットとして可視化し、販売可能にしているものでございます。これによりまして、企業等の脱炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことを目指すとしております。
渡辺(ひ)委員
　今、制度の内容は御説明にあったと思うんですけれども、もう少し補足でこの制度のメリット、そこだけ特化してちょっともう一回、御説明願いますでしょうか。
環境計画課長
　メリットでございますけれども、クレジットを創出する側はＣＯ２を削減、または吸収した権利をＪ−クレジットとして売却することで、ＣＯ２の削減、または吸収のために要した費用を補填することができます。これにより、さらなるＣＯ２削減等に向けた取組を進めることができるとともに、温暖化対策への積極的な取組を行っていることのＰＲ効果なども期待できます。
　一方、クレジットを購入した側は、減らすことが困難なＣＯ２の排出量について、ほかの場所で行われる取組への投資を通じて埋め合わせる、いわゆるカーボンオフセットを行うことができます。また、地球温暖化対策推進法に基づく、国への温室効果ガス排出量の報告に利用できたり、植林活動などを支援する地域貢献としてＰＲすることなども可能となります。
渡辺(ひ)委員
　分かりました。今、メリットはそのとおりですね。
　さらに、この制度の中では、もうちょっと分かりやすく言うと、今の答弁にありましたけれども、このクレジットをつくる側、創出者、さらにはそのクレジットを買う側、購入者、これの取引という話になるんだと思うんですけれど

も、さらにこの制度の中で、今、御答弁の中にも少しありましたけれども、例えばこのクレジットをつくる側、変な話売る側、この中に地方自治体という記載もあるわけです。
　さらには、具体的な事例として、今、御答弁の中にもありました森林間伐材等の適切な森林管理、これを売る、要は要素として扱えるんだという制度の記載もあるわけですよね。
　そうすると、私は今日なぜこのＪ−クレジットの質問をするかと言うと、神奈川県は面積の問題はあるにしろ、今まで様々な超過課税を投入して森林保全を一生懸命やってきました。これは一つの観点としては、水源環境保全という視点かもしれませんけれども、結果として森林が整備されている、それに多くの税を投下しながら環境整備をしてきたと、こういうことになります。
　その結果として、例えばこのＪ−クレジットに記載をしている地方自治体として、この適切に管理された森林、これによるクレジットを創出する、売る側になることもできる可能性があるんではないかなというふうに感じるわけです。そこで、このＪ−クレジットの質問をしているわけです。
　もし、それがうまく活用できれば、今まで県民の多くの税金を投下してきたことが、その環境保全、脱炭素の取組にも要はしっかりと連携できる、低減もできるということになれば、ある意味、一石二鳥の取組だと思うんです。そういう意味で、このＪ−クレジットについて質問をさせていただいているわけですけれども、今言ったようなことも踏まえて、本県においてこのＪ−クレジットの活用に向けた検討、これはどのようになっているか御答弁願いたいと思います。
環境計画課長
　Ｊ−クレジット制度、メリットが様々ございます。また、逆に課題もございまして、メリットは先ほど申し上げたところでございますけれども、課題としては、例えば自治体の温室効果ガスの排出削減にどのようにカウントされるのかが不明であったり、またＣＯ２の削減量、二重計上しないための仕組みが構築されているのか、国際的な、国際的にどのようなルール形成がなされるのかなどが、扱いがまだ完全に定まっていないところもあると承知をしております。
　現在、経済産業省がＪ−クレジット制度等を活用した排出量取引市場創出、これに向けたグリーントランスフォーメーションリーグと呼んでいますけれども、これに向けて取組を取り組むこととしておりまして、こうした課題がどのように解決されるのか、その動向も注視していく必要があるのかなというふうに考えております。具体的な活用と意味では、今現在、まだ進んでいないという状況でございます。
渡辺(ひ)委員
　そもそも今まで経済産業省とあと環境省の考え方もいろいろ違って、クレジットを推進する側とあと脱炭素を、要は炭素税だとか導入だとか様々な考え方があって、なかなかすり合わなかった。それによって、今言った具体的なことがなかなか前に進まなかった、こういう環境があると思うんです。
　しかしながら、冒頭述べたように、ここでその辺を経産省が取りまとめてグリーン戦略に位置づけたわけですよね。ということは、ある程度の調整が進んで、要は、戦略の中ではもうＪ−クレジットを推進をさらにしていくんだという

記載まで、国はしっかりとしているわけです。
　であれば、今言ったような課題は当然少しずつ解決していくと思うんで、それの取組はやっぱり必要だと思うし、この仕組みを活用すれば神奈川県の中期削減目標の達成にも貢献できるんではないかと私自身は思うんですが、その辺どのように考えられるか、もう一回、御答弁願います。
環境計画課長
　神奈川県内だけで見ますと、県内で生み出されたクレジットを県内で売買してもＣＯ２を削減した権利が事業者間で移動するだけとなりますので、神奈川県全体としてのＣＯ２削減には直接影響はしないというふうに考えております。
　しかし、先ほど答弁しましたとおり、Ｊ−クレジットは様々なメリットがございますので、例えば事業者間の意識とか、そういったものもあると思います。ですので、国も推進しているものと承知しているところでございます。長期削減目標の達成という意味では、そういった意味でプラスマイナスがございますので、直接には影響しないというふうに考えております。
渡辺(ひ)委員
　今の御答弁、非常に難しい御理解を我々しなきゃいけないんだと思うんです。要はプラスマイナスという表現でそのままこのクレジットを捉えるのか、先ほども言ったように、この取組が進むことによって、要は民間企業の様々な取組が、それで資金源を得られたことによって進んでいくということになれば、プラスマイナスという表現じゃなくて全体的に底上げするという考え方も当然できると思うし、これは要は横浜の先ほどブルーカーボン事業という話がありましたが、横浜のブルーカーボンは実際、県内だけでやっているわけじゃなくて、県外の自治体とも要は取引始めていますよね。
　そういうことを考えると、要は神奈川県の中で計算をすることもいかがなものかなと思うんですが、再度、その削減効果、御答弁願います。
環境計画課長
　クレジット制度は、企業等に脱炭素に向けた行動を意識してもらう取組としては意義があるというふうに考えております。また、クレジットを創出した側が脱炭素に係る事業を財源として売却益を活用することが可能となるため、さらなる事業拡大、温室効果ガス排出量の削減に結びつけることも可能と考えられます。
　クレジット制度は、こうした様々な可能性がありますので、県としてはやはり国の今後の検討状況をしっかり注視して検討していくべきなのかなというふうに考えているところでございます。
渡辺(ひ)委員
　確かに、課題があることも事実だと私自身も思います。しかしながら、全体として動き出している制度だと思いますし、しっかり神奈川県としても検討願いたいと思うんです。
　その上で、今回はこの委員会の来年度予算として脱炭素化に向けた戦略の策定費用、これも計上されていますよね。そうなってくると、この戦略策定、戦略というのは非常に重要だと思うんです。
　冒頭、私も言わせていただいたように、今まで神奈川県のこの戦略、もしく

は計画等の中に、このクレジットという記載が一切ないわけです。当然、課題もあって、今後、国の動向も必要になってきますけれども、しっかり国と連携をして取組という意味では、この戦略の中にこのクレジット制度の活用というのを入れ込むべきだと思いますけれども、その点いかがでしょうか。
環境計画課長
　来年度は、民間事業者に委託して、本県が実施すべき脱炭素化に係る施策の調査を実施して、その結果を踏まえて、今後の施策の方向性を検討するということを予定しております。
　現在、国はクレジット制度の活用拡大に向けた検討を進めているところでございますので、県としてはこういった状況を引き続き注視するとともに、令和５年度以降に予定している神奈川県地球温暖化対策計画の全面改定において温暖化対策の一つとして位置づけることができるか、そういったことを含めて、この戦略の中でも考えていきたいというふうに考えております。
渡辺(ひ)委員
　ぜひ、検討願いたいと思います。
　冒頭言ったように、東京だとか埼玉だとかに比べると、この部分の取組は大分、神奈川県は遅れていると思います。そういう意味からすると、しっかり国とも連携して、国の動きを注視するんだけれども、どっちかというとその国のＪ-クレジットはそうでもないけれども、都道府県別に持っている、今日は言及しませんでしたけれども、取引制度、これは早い者勝ちみたいなところもありますんで、そういう意味からすると、東京都がやっている、それで埼玉やっているということをしっかり視野に入れて、戦略にも入れ込むことをぜひ要望させていただきます。
　次に、プラスチックごみの対策について何点か質問したいと思います。この予算案にも出ております廃棄物総合対策推進事業費、これに関連して、この事業費は資料に記載しているのは県として、かながわプラごみゼロ宣言に基づいて2030年までのできるだけ早期にリサイクルされない廃棄されるプラごみゼロを目指すため、かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラムを作成をして、ワンウェイプラの削減、プラごみの再生利用の推進、クリーン活動の拡大等の取組を行う、このように記載をしてあるわけです。
　しかしながら、これは県の取組として間違っていないと思うんですが、ここで今年４月に、この委員会でも少し出ましたが、国がプラスチック資源循環推進法を施行して、各市町村に、これは努力義務でありますけれども、全てのプラごみの一括回収やリサイクル、これを求めております。
　これは大きな転換というか、市町村にとっては大きな負担になるんだとまず思うんですが、これに関してまず質問をしたいと思います。このプラスチック資源循環推進法に関連して、現在、県内市町村におけるプラごみの処理状況はどのように行われているのか、まず確認したいと思います。
資源循環推進課長
　県内の市町村では、家庭から排出されるプラごみのうち、ペットボトルや容器包装プラスチックにつきましては、容器包装リサイクル法に基づいて分別収集を行い、その大部分を(公財)日本容器包装リサイクル協会に委託してリサイ

クルしております。
　しかし、容器包装プラスチック以外のその他プラスチックにつきましては、多くの市町村で分別収集を行っておらず、可燃ごみ等として焼却するなどの処理をしている、こういった実情でございます。
渡辺(ひ)委員
　そういう状況ですよね。全国を見ても、例えば新聞報道を見ると、プラごみを広域組合だとかで一括回収している自治体が、地方自治体では全国で30程度しかまだなく、検討しているところもまだ少ないという環境の中、さらには神奈川県では、今、御答弁があった一括回収は行われてないという背景の中で、この促進法の取組をやっていく、これは非常に大変な状況だと思うんです。では、市町村はこの促進法に対してどのような対応状況、もしくはどのような課題を感じているのか、この辺、御答弁願います。
資源循環推進課長
　ペットボトルや容器包装プラスチックのリサイクルにつきましては、プラスチックの製造業者やプラスチック容器を使った商品を販売する小売業者が法に基づく義務としてリサイクル費用を払っているため、市町村の費用負担はそれほど大きくありません。
　しかしながら、その他プラスチックにつきましては、同様の仕組みが設けられていないため、市町村がリサイクル費用の全てを負担しなければならず、今後、住民への周知、回収手段やリサイクル施設の確保など、多額の費用や準備の時間がかかることから、市町村の対応は進んでいるとは言えない状況でございます。また、リサイクルされたプラスチック製品の利用先の確保も課題だと認識しております。
渡辺(ひ)委員
　今の御答弁で大体の課題とか、市町村の考え方というのは何となく分かったんですが、国は法律を施行して、具体的なことはあまりまだ表明してないんだと思います。これは一部特別交付税で措置をする程度の表現はしていると思うんですが、今言った例えば回収リサイクルのスキームについて国がどのようにお膳立てをしてくれるのか、もしくはそれに伴う様々な費用が実際どれぐらいかかって、それに対してどれぐらい交付税として措置してくれるのか、この辺もまだ見えていないような気がするんですが、この辺は当局が分かっている範囲でどのような状況か教えてもらえますか。
資源循環推進課長
　本県で確認している情報ですけれども、まずこのリサイクルに向けては、まず、国としては入り口のリサイクルしやすい製品を企業に求めていくということで、現在のこの仕組みではお尻のリサイクルが可能というふうなプラスチック製品はあまり出回っておりませんので、まず入り口のところでそういった対応をしていくというふうに聞いてございます。
　また、委員が御指摘のとおり、国が特別交付税で措置するということを言っておりますけれども、具体的な金額についてはまだ詳細は分かっていない状況でございます。

渡辺(ひ)委員
　そういう意味からすると、今後の検討課題になるんだと思いますけれども、そうは言いながらも、このプラスチックごみも含めたごみ行政というのは、一元的には市町村がしっかりやっていくという中で、例えば、単独の市町村できないものについては、広域化として、エリアとして取り組んでいくという取組になります。
　そんな中で、神奈川県も先ほど廃棄物総合対策推進事業費の中で記載をされていますけれども、しっかり推進をしているのは、例えば回収リサイクル含めた３Ｒの取組、実際はそれがプラスチックに限って言うと、ペットボトルとかトレーについてはリサイクルされているけれども、それ以外についてはされていない状況、そこにこの国の法律がかかってきたということになってくると、今まで県が取り組んできた取組だけではこの国の法律に対応できないという話、さらには一義的には市町村がごみ処理をやりますけれども、広域のごみ処理の対応を県が支援をしているということを考えると、市町村に任せるんではなくて、やっぱり県も何らかの対応をしていかなければいけない。
　そうなってくると、県のアクションプログラム、これをさらに踏み込んだ形に変えていかなきゃいけないんだと思いますけれども、それについてはどのように考えていらっしゃいますか。
資源循環推進課長
　まず、県としましては、このプラスチック資源循環促進法の施行に当たりまして、市町村の実情など、こういった課題などを聞き取る必要があると考えておりまして、県が主催する会議ですとか、県内 12 あります市町村のブロック会議などを活用しまして、先ほど申し上げた課題と今後の効果的な対応策をこういったものを市町村と県で相互に共有するとともに、課題の解決に向けて財源措置など、国にその要望をしてまいりたいと考えております。
　また、県のプラごみ対策をまとめました、かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラムは来年度が計画の最終年度となっておりますんで、次期プログラムの策定に当たりましては、プラスチック資源循環促進法の施行など、プラごみを取り巻く社会状況の変化を踏まえて取組内容を検討してまいります。
渡辺(ひ)委員
　そういう意味からすると、さらなる取組が必要であるということも前提にしながら、そうは言いながらも、神奈川県のアクションプログラム、来年度改正というタイミングなので、ここら辺の国の動向も踏まえた改定ができるんだなというふうに捉えられると思うんです。
　そうは言いながらも、これ非常に難しい取組だと思うんです。そういう意味からすると、やっぱり努力義務が課されている市町村だけではなくて、県としては、県の立場でこのプログラムを作成するということも踏まえて、ここはやっぱり国との情報共有、要は打合せ等も必要と思います。これについては早急に行う必要等あると思いますけれども、どのように考えていますか。
資源循環推進課長
　私ども神奈川県の資源循環推進課は、今、全国環境衛生・廃棄物関係課長会の副会長をやっておりまして、全国の都道府県の課長さん方と一緒に国に、先

ほど御答弁させていただいたとおり、このプラ循環促進法の制定に当たってこういった課題がありますということをお伝えをして、そして国の意見なんかも頂くという、そういった機会も設けておりますので、委員御指摘のとおり、このプラ循環促進法が施行された後、早急に市町村の方々の課題なんかも聞きながら、国にこういった課題なんかをお伝えし、また国の考え方を聞いていく、そういった場も持っていきたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

ぜひ、積極的な取組をお願いをしたいと思います。

回収のほうは、費用がかかる話なので費用さえ何とかなれば実際はできるんだと思いますけれども、この法律を一貫するためには、そのリサイクルという問題があって、そのリサイクルというのは当然、市町村単独でやれる話かというとこれは絶対できないと思うんです。もっと言うと、じゃ神奈川県でもできるのかというと、ともすれば神奈川県ですらできない。

要は大きな業界団体だとか、企業だとかというところとしっかり連携をしていって、大きなシステムというか、スキームの中でやっていかないとできない話だと思うんです。そういう意味からすると、そちらのほうの取組というのは、やっぱり神奈川県が先導して、都道府県同士連携をしながらでも国と協議を進めていく必要があると思いますので、ぜひその取組をよろしくお願いしたいということを要望させていただいて、この質問を終わりたいと思います。

（休憩　午前 11 時 49 分　　再開　午後零時 58 分）

渡辺(ひ)委員

午前中にプラスチックごみ対策について、新しい法に伴った質問をさせていただきましたが、午後からは、まず初めに、このプラごみ対策について、この委員会でも何度も何度も私質問させていただいておるんですが、ちょっと気になる点がありますので、質問をさせていただきたいと思います。

一度海中に流出してしまったプラごみの回収、この委員会でも何度か質問をさせてもらいましたけれども、この海岸に漂着したごみについては、(公財)かながわ海岸美化財団が清掃しているというふうに認識しておりますけれども、海底に沈んでしまったごみについては回収されず現状でもそのままになっているということであります。

さらには、県の今後の取組の中にも、この海中ごみについての記載というか、取組については言及されていないので、何度もしつこく申し訳ありませんけれども、その点について質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、この海底ごみに関連した取組ですけれども、今年の１月に横浜市の港湾局が横浜港内における海底のごみの分布状況を潜水により、目視で行ったり、水中ドローンによって調査を行ったということが報道されていました。これは公明党の我が会派の市議会議員も視察し、港湾局の船に同乗して視察を行ったとそういうふうに聞いています。

今回のこの取組ですけれども、横浜市と港湾局が港湾管理者として調査を行い、今後はこの海底ごみの回収、これについても検討していくというような報

道がありました。
　今まで海底ごみの話ずっと言っていたときに、県としては、相模湾についてはまだ調査が出されていないと、東京湾は国が行っている、相模湾については国が今後行っていくような取組をお願いしていくみたいな取組で、県としてはこの辺の取組はなかったと思うんですが、この横浜の取組、それについて県はどのように認識されているのか、御所見をお願いをしたいと思います。
資源循環推進課長
　私どもが把握している情報では、市が今、委員がおっしゃったとおり、横浜港湾港内の海底ごみの実態調査を行いまして、今後、その除去方法を含めて検討していくという、こういう状況であるということを承知しております。
渡辺(ひ)委員
　この取組は、プラごみに限定ではなくてごみ全体ということなので、海岸、海底海岸美化というか、その取組として横浜市がやったということで、県でいう環境農政局みたいなところがやったんではなくて、その港湾局がやったということなんです。
　しかしながら、県民の目線から見れば別にどこの局がやろうが、そのごみを除去してきれいにするということは非常に重要な取組だと思うんですけれども、県としても横浜がやって、神奈川県が何もやらず放置していると、さらには様々な取組の中にこの海底ごみの記載が何もなくという話はちょっとどうかなと私自身思っています。
　その上で、今回、横浜がやったわけですけれども、この横浜以外の県内の海底ごみ、この状況も非常に懸念されるわけです。そこで、まず相模湾の港湾管理者はどうなっているのか、ちょっと所管も含めて確認をしたいと思います。
資源循環推進課長
　相模湾における湘南港などの地方港湾につきましては、県の県土整備局が管理者となっております。また、漁港につきましては、三崎漁港、小田原漁港及びその漁港区域内の海岸につきましては、環境農政局が管理者となっており、そのほかの漁港につきましては、各市町が管理者となっております。
　そのほか、海岸につきましては、おおむね50メートル以内の海岸保全区域、こういったところの範囲を県の県土整備局が管理しており、沖合については国が管理している状況でございます。
渡辺(ひ)委員
　その辺、やっぱり行政としても非常に難しいのは、そういうある意味、縦割りになっているというか、所管が違うというところです。ただ、やっぱりこういう問題については、環境農政局のほうでしっかり所管をしながら、それぞれの局の取組をうまく調整をしてやっていくというのは大事だと思うんで、ぜひその辺は御検討願いたいし、横浜がやっていて神奈川県が何もやらずという話になってくると、まだ大きく表に出ている話じゃないかもしれませんけれども、今後その辺も危惧されますんでよろしくお願いをしたいと思うんです。
　その上で、県の取組でありますその海岸に漂着したごみの清掃、これについては各管理者の管理区域、さっきのように様々あるわけですけれども、それを超えてある意味ではこれは一括して統合されて美化財団が行っているというこ

とです。この美化財団が清掃の対象とする地域及びそのごみの範囲については、そういう意味ではどういう調整になっているのか確認したいのと、その対象となるごみの中には海底ごみが含まれていないのかどうか、これも改めて確認させていただきたいと思います。
資源循環推進課長
平成３年４月に県と相模湾沿岸の 13 市町がそれぞれ美化財団との間で締結しました協定書では、美化財団が行う清掃の範囲について、横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの自然海岸、河川河口部分及び海岸砂防林としており、港湾施設及び漁港施設は含まれておりません。
また、清掃の対象となるごみにつきましては、今申し上げました区域内の通常発生する散乱ごみ及び漂着ごみとしており、海底や海中のごみは美化財団の清掃対象には含まれておりません。
渡辺(ひ)委員
現状ではそういうことだということですが、ある意味でもこの美化財団は広域的にいろんな対応ができているので、そういう意味からすると、様々な所管をうまく取りまとめるということができるんだなと私は思うんです。
そういう意味からすると、先ほどの質問でも最後に御答弁ありましたけれども、要は来年度改正するアクションプログラム、これが非常に重要になってくると思います。これにやっぱり海底ごみを入れ込むべきだと私は思います。当然、国の調査を待ってということもあるのかもしれませんけれども、国の調査を待つのか、県が独自でやるのか、いずれにしてもこの海底ごみということについて、しっかり取り組んでいくんだという姿勢をこのプログラムに入れ込むべきだと思いますが、御見解をお願いをしたいと思います。
資源循環推進課長
海底ごみ対策は重要な課題と理解しておりますが、一旦海底に沈んだごみを回収する作業は、特に相模湾は水深が深いことでも知られており、技術的にも非常に困難でございます。相模湾に沈んだ海底ごみは県外や河川上流域から流出してきたごみも多く含まれることから、まずは国の責任において調査回収すべきものと考えております。そこで、国に対し、相模湾における実態調査の実施を要望していきます。
県では、海底ごみの原因となるごみを県内から海に流出させない取組がまず必要と考えており、ごみ出しルールに関する普及啓発ですとか、河川敷での清掃活動の推進など、プラごみの流出抑制対策を中心に取り組んでいく予定であり、次期アクションプログラムに海底ごみ対策を盛り込むのは難しいと考えております。
渡辺(ひ)委員
私は今の答弁は全く理解できません。実際に、要は我々の神奈川県民が利用する海の中に海底ごみがあるわけですから、そのことを国が調査するにしたって、今、御答弁にあった調査を働きかけるという御答弁ありました。であれば、そういうことも含めて、やっぱりしっかり記載をしていって、国の取組が遅れるんであれば、しっかり県としてもっとプッシュしなきゃいけないし、その中で先ほど水深が深いごみという話があったけれども、横浜がやった調査という

のはある程度、６メートル程度までは人が潜って調査をして、それ以外の深いものはドローンで調査しているわけです。
　だから、手法も考えればできないわけでもないし、要は一気に全域をやるという話ではなくても、神奈川県がやれる範囲のことを少しずつやっていくとか、逆に言うと、国が調査をする取っかかりを県が一部調査をして、そのことをもって交渉していくだとか、いろんな手法があるんだと思います。やっぱりそのことはしっかり踏まえた上で、再度、私はアクションプログラムに対する取組をそこに入れ込むべきと要望させていただいて、この質問は終わります。
　次に、温室効果ガスの削減の取組について質問をしたいと思うんですが、この委員会でも様々報告がありました。今後の取組、民間事業が取り組む取組だとか、行政の取組、様々ありましたけれども、今日は私のほうからは、その中でもやっぱり神奈川県がやっぱりその削減の取組の範を示していかなきゃいけないんだと思うんですね。その上で、神奈川県もこうだ、民間事業者も大変だけれども頑張ってほしいというような姿勢を示していくべきだと思うんです。
　そういうことを前提にすると、今、神奈川県がつくっている神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画、これに基づいて県の取組の確認をさせていただきたいと思うんで質問をさせていただきます。まず、この実行計画、この概要について御説明願いたいと思います。
環境計画課長
　神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画ですけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等について定めた計画でございます。
　この計画の実施期間は、2017 年、平成 29 年度から 2030 年度、令和 12 年度までの 14 年間となっております。電力などの使用に伴うエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 40％削減する目標を定めております。
渡辺(ひ)委員
　県庁が範を示すという意味で、こういう個別計画をつくって取り組んでいくこと、これについては評価をさせていただきたいと思います。
　その上で、確認も含めて、この県庁のこの抑制実施計画、この中で今、少し御答弁がありましたけれども、初めに、この抑制の中間目標の指標として今、電力の使用量という話をされました。これは神奈川県の取組としては、この削減については、電力の量の抑制という取組だけではなく、例えばＥＶ車の普及だとか様々な取組をしておると思います。ただ、その中でこの指標について電力量に特化したものに取り組んでいく、その考え方を確認させていただきたいと思います。
環境計画課長
　県庁における温室効果ガス排出量のうち、約８割が電気やガスなどの化石燃料の使用によるエネルギー系のＣＯ２、二酸化炭素でございます。そのうち、さらに４分の３が電力使用量となることから、庁舎等の省エネとか再エネを進める取組を進めておりますので、そういった意味で大部門を占める電力に特化して、目標を定めているという状況でございます。

渡辺(ひ)委員
　その計画自体が 2030 年までなので、そういう意味からすると全体の削減計画とも連動した年度だから電力量ということで、理解はしました。そうは言いながらも、今言った８割だとか、そのうちの４分の３という表現があったとおり、電力量だけではない取組も当然必要なわけです。なので、その辺については、もうちょっと今後は広げていく必要があるかなという気はしますんで、御見解伺いたいと思います。
　もう一点は、同じくこの実行計画の中で、主にＣＯ２、二酸化炭素の排出量の抑制ということで数値目標が 40%となっているわけですけれども、実際はこれ温室効果ガスという広い意味で取り上げた場合は、ＣＯ２だけじゃありません。要はメタンだとか、様々なものが実際はあるんだと思いますけれども、その中でなぜこのＣＯ２に特化した削減目標にしているのか、それをちょっと御説明願えますか。
環境計画課長
　先ほど８割という話も申し上げましたけれども、県庁の今の状況ですと、二酸化炭素以外の残りの２割は一酸化二窒素とメタンでほぼ占められております。この２つにつきましては、主に下水処理施設から排出されているものでございます。
　ただ、この一酸化二窒素、これは汚泥を高温で焼却することで削減が可能ではあるのですけれども、実際、この一酸化二窒素とメタンともにそうなんですけれども、今現在、これをゼロにする、ニュートラルにする、そういった技術が確立されていないというところで、民間の開発に今そういったものが委ねられているという状況でございます。
　神奈川県流域下水道事業経営ビジョンにおきましても、民間の開発による最新の設備を取り入れて詳細な比較検討を行い、省エネルギー効果や経済性を見極めた上で導入を図る予定ということでございます。なので、今後、期待される技術革新の過程も見据えながら取り組む必要があるということでございますので、こちらを計画の数値と置いてないという状況でございます。
渡辺(ひ)委員
　分かりました。当面のこの計画が 30 年までということなので、ＣＯ２に特化したという御説明、今言った様々な背景については理解します。
　しかしながら、その先のことも含めて取り組んでいくということになると、さらには下水道処理という話になれば当然県も絡む話でありますから、そのような見直しというか、さらに先のことを考えた上では、やっぱりその辺のこともしっかり取り組むような対策を、技術革新を待ってという表現がありましたけれども、それも踏まえてぜひ御検討も願いたいなというふうに思います。
　それでは、今言ったその計画ですけれども、目標の達成のためにこれまでどのような取組を行ってきたのか、行っているのか、その辺をちょっと御説明、確認させていただきたいと思います。
環境計画課長
　これまでの取組ですけれども、具体的には庁舎の照明や信号機などのＬＥＤ化、また浄水場のポンプ等の更新時における省エネ設備の導入、庁舎の新築、

建て替えの際の太陽光発電設備の導入、また防災拠点や避難所に位置づけられている施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入などの設備面の対応やそれ以外に冷暖房設備の運転や省エネ運用手順書を作成、エネルギー管理士による現場訪問による設備等の運用における省エネ指導や改善提案などのソフト面の対応の両面で行っているところでございます。

渡辺(ひ)委員

これまでの取組は理解をしたところですけれども、特に太陽光とか、一生懸命力を入れていたのは我々も理解するところであります。しかし、こういう取組によって今の計画は30年、40%削減ということでございますけれども、要はこれは達成できるのか、また途中経過としてどれぐらい削減が進んでいるのか、この辺はどうなんでしょうか。

環境計画課長

達成できるかということでございますけれども、現在のペースで進めば2030年度40%削減は達成できる見込みでございます。

その状況ということですけれども、県の事務事業に係るエネルギー起源の二酸化炭素、ＣＯ２、これは６年連続で減少をしております。最新、令和元年度の実績ですけれども、基準年の2013年度比で17.2%の減少となっております。

渡辺(ひ)委員

まだ先があると言いながらも、現状17.2%で本当に削減できるのか、達成できるのかはちょっと不安を感じるところでありますけれども、そうは言いながらもやっぱり現状の取組の中ではそれなりの課題等があるんだと思います。その課題がクリアできなければ達成できないとか、その課題があっても取りあえず40%は削減できるのか、この辺分かりませんが、今できる見込みという強い御答弁がありましたので、それの課題についてはどのように認識されているのか、ちょっと御答弁願えますか。

環境計画課長

温室効果ガスの排出量の全体に占める割合が最も大きい庁舎につきまして、根本的な削減対策を進めるためには建て替えが前提となり、やっぱりこれは相当な期間を要することになります。これまでＥＳＣＯ事業等にも取り組んできましたけれども、これも大きな効果が期待できる庁舎はおおむね実施済みということで、現在はやはり省エネ対策、運用等による省エネ対策が中心になっております。

また、庁舎におきまして、各庁舎省エネの努力は随分していただいておりまして、さらに削減の余地は少ない状況となっております。また、新型コロナウイルス感染症対策への対応として各庁舎においては換気の徹底もしていることから、空調によるエネルギー使用量の増加も見込まれているところでございます。

このような状況を踏まえつつ、より効率的な運用やさらなる削減対策ができるかというのは当面の課題というふうに認識をしているところでございます。

渡辺(ひ)委員

先ほど、達成できるという強い御答弁を頂きながら、今の御答弁を聞くとすごく不安になってしまうんですが、特に庁舎の建て替えなんていう話になると

非常にもう財源も含めて大変なことになると思います。今の課題を踏まえて、今後、じゃ、どうやって取り組んでいくか、環境農政局だけでできる話ではないかもしれませんが、御答弁願えますか。
環境計画課長
　これまで取り組んできましたＬＥＤ化や省エネ、これを引き続き推進するとともに、やはり庁舎等における再生可能エネルギー100％電力の利用の拡大、また公用車等の電動車化の推進や太陽光パネルの設置、建て替えの際にはＺＥＢ化の導入、こういったことを進めていくことが非常に大きいかというふうに考えております。
　それと省エネにつきましては、先ほど出た事情があるんですけれども、職員の意識というものも重要なことと考えておりますので、引き続き、省エネの研修を行うとともに、各庁舎等の電力使用量を毎年度調査し、温室効果ガス排出量削減の進捗状況を把握し分析し、さらなる対策を考えていきたいというふうに考えているところでございます。
渡辺(ひ)委員
　分かりました。様々な取組があると思うんです。我々が庁舎に行って感じるのは、例えばＬＥＤ化が大分進んでいるなというようなこととか、あとは我々家庭でも感じるんですが、例えば人感センサーで要は電気がつく、つかない、こういうのもやっぱり省エネにかなり寄与する取組だと思うんです。そういうことも様々取組を進めていっていただきたいなと思います。
　その上で、この県で今持っているこの県庁の温室効果ガス抑制実施計画、これは30年度までに40％削減という目標ですけれども、当委員会に報告がありました神奈川県の地球温暖化対策計画改定案、これでは新たな目標として30年に46％削減に引き上げると、こういう案が出ているわけです。
　これと現状の県の抑制計画、これ40％ですけれども、この整合を図る必要があると思いますが、この辺はいかがでしょうか。
環境計画課長
　神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画、こちら地球温暖化対策計画で定める県全体の業務部門の温室効果ガスの削減目標を踏まえて、県自らの目標を定めているところでございます。
　そのため、今回の改定及び令和５年度以降に予定している全面改定の状況も踏まえて、計画の改定を検討していきたいというふうに考えております。
渡辺(ひ)委員
　当然、改定をして取組を強化していかなきゃいけないということですが、そうなると先ほど40％削減についてある程度見込みがある、しかしながら、課題もあるということだと思うんです。
　それをさらに削減目標を引き上げるということになると、非常に大変だと私自身は思うんですけれども、その達成に向けて、要はどのように県庁として取り組んでいくのか、ちょっとこの辺の御答弁をお願いします。
環境計画課長
　達成に向けてということで本当に課題がいっぱいありまして、40％はこのままのペースでいけば確かに達成できるんですけれども、それ以上となりますと

様々に課題がございます。まず、先ほど申し上げました再エネ電力100%、これが温室効果ガスを減らすには非常に大きな効果があるというふうに考えております。

一酸化二窒素であったりメタンであったり、また都市ガスなどの化石燃料、こういったものもございます。そういったものは、先ほど申し上げましたとおり、技術の革新というものが必要ですけれども、これが達成した暁には、こういったものも最大限生かしながら、まずは確実に再エネ電力の利用、こちらのほうを進めて、温室効果ガス、今できる技術で着実に削減を進めていくというふうにしたいというふうに考えているところでございます。

渡辺(ひ)委員

そうなると思うんですけれども、今の御答弁だけだと本当にできるかどうかちょっと不安になるところあるんですが、最後に、環境農政局がそういう計画を修正してつくったときに、非常にやっぱり大事なのはやっぱり先ほどの質問に関連するけれども、要は縦割り行政の各部局の取組が本当に前に進むかどうかというのが大事だと思うんです。

さらには、各部局が今、御答弁にあったような様々な新しい技術とか新しい取組、こういうのをやっぱり共有していかないとなかなか本当に実行可能な取組というのはできないんだと思います。

さらには、午前中の質問で私、クレジット制度の話もさせていただきましたけれども、もうありとあらゆることを動員して取組を推進しないとできないと思うんですけれども、そういう例えば新しい計画に対する取組、これを部局横断でやっていく、これに対してしっかりやれる体制、ここら辺についての考え方というのはどうやって取り組んでいくんでしょうか。

環境部長

部局横断で温暖化対策をという御指摘で、まさにそのとおりだと思います。

私ども２月２日に部局長会議と、関係部局長、課題別局長会議というのが、庁内にありまして、庁内の各部局の局長クラスが集まる会議なんですが、そこの中で再生可能エネルギーを進めている産業労働局と私ども環境農政局で県庁全体として、各部局においても、脱炭素にしっかり取り組んでいくんだということで協力を求めたところです。早速、各部局でどういう取組をするのか、そういったことを確認しまして、そしてその情報共有しながらしっかり全庁的に進めていきたいというふうに考えています。

渡辺委員から先ほどございましたように、令和元年度の実績で17.2%でこのまま行けば40%削減目標を達成できるけれどもどうなのかというお話もありましたけれども、確かに省エネをどんどん進めていって行くところまで行くと、なかなか絞る雑巾から水が出にくいのと同じように大変だと思います。ですから、各部局にさらに協力を求めて、その辺も確実にまず達成できるように努力していきたいと思っています。

渡辺(ひ)委員

今、御答弁いただいた体制をしっかりお願いをしたいと思うんです。あわせて、私が気になるのは、１年間、この環境農政に所属させていただいて様々な質疑を聞かさせていただいた。例えば、今日も午前中、当然農業に関する問題、

水産に関する問題、様々な問題、あと鳥獣被害の問題だとか様々出ました。
　そうなってくると、私ちょっと一個、危惧しているのは、これだけその温暖化効果ガス対策だとか脱炭素、さらには午前中も御質問させていただいたように、国のグリーン成長戦略、これは日本のかじ取りとしてうまくいくか、いかないかで、日本がどうなるか決まってくるような非常に重要な取組だと思います。
　それを国もやるし、県も当然取り組んでいくという話になったときに、現状のこの環境農政の要は組織体制、この体制で本当に重たい脱炭素の取組、温暖化対策の取組、本当にやり切っていけるかどうかという危惧をちょっと感じるわけです。
　やっぱり非常に重たいテーマだし、部局横断でやってもらわなきゃいけないことも含めて、さらに専門性も必要なテーマでもあるということを含めると、やっぱり環境農政局の体制、今回、水産を部局の中に名前を入れたという話もあったけれども、本当にこの脱炭素、温暖化の体制も体制を拡充してでも取り組んでいかないと、神奈川の様々な取組が前に進んでいかないんじゃないかと思いますけれども、これは所感で結構なのでそれについて、最後にどのように思いますか。
環境部長
　非常に難しいお話なんですけれども、まず関係部局と我々連携してしっかり取り組んでいくという、そういうお話を申し上げました。そして、実際に環境農政局の中で今、環境計画課長がずっと答弁させていただきましたけれども、環境計画課が中心に温暖化対策の取りまとめをしているんですが、やはりこれは環境計画課だけではなくて、環境部の中でも例えば大気水質課であれば運輸部門の温暖化対策、そして資源循環推進課であれば廃棄物の温暖化対策、こういったふうにいろいろ役割を共有して、まず自分のところからしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。
渡辺（ひ）委員
　そういうことを踏まえたときに、やっぱり体制の強化とか充実も必要であれば、それはぜひ検討を願いたいということを要望させていただいて、私の質問を終わります。